

6 消安第 4139 号
6 畜産第 2101 号
6 畜産第 2104 号
6 経営第 1629 号
令和 6 年 10 月 17 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
農林水産省畜産局企画課長
農林水産省畜産局食肉鶏卵課長
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る
経営支援対策の周知等について

日頃から、地域畜産の振興に御尽力頂き感謝申し上げます。

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これに伴い、発生農場及び制限区域内の農場を中心に生産者等が経済的影響を受け、経営に支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、別添経営支援対策について、発生農家、その他関係のある生産者に対して周知方お願いするとともに、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者等に対しては、雇用調整助成金及びセーフティネット貸付について、一定の要件に該当する際には活用可能な場合があることを周知方お願いいたします。

また、経営支援対策に係る生産者からの各種申請、都道府県における計画審査・承認等におきましては、できる限り速やかにその手続が行われますよう重ねてお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、これらの経営支援対策を活用することが可能であることから、本通知により経営支援対策の周知を行っていただくようお願いいたします。

(別添)

1. 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策について
2. 家畜伝染病予防費の概要
3. 家畜疾病経営維持資金の概要
4. 農林漁業セーフティネット資金の概要
5. 家畜防疫互助事業のパンフレット
6. 雇用調整助成金の概要

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する支援対策について

1 短期的支援 ※発生の影響を受け、早期に対応が必要になり得る支援。

①経営支援対策

| 区分 | 農業者への支援 | | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| | 発生農家 | 移動制限・搬出制限区域内 | 移動制限・搬出制限区域外 |
| a. 家畜伝染病予防費手当金 (法定) | ○殺処分家畜等に対する手当金 (患畜：家畜の評価額の1/3) (疑似患畜：家畜の評価額の4/5) ○殺処分家畜等に対する特別手当金 (患畜：家畜の評価額の2/3) (疑似患畜：家畜の評価額の1/5) ○死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金 (1/2) (場合によっては都道府県が焼埋却を実施) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置) | | |
| b. 家畜伝染病予防費負担金 (法定) | | ○農家に対する助成措置 (・売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置) | |

208

2

2

2

208 208

0 208

0 208

2

q 208

208 208

0 208

r 208

208 208

0 208

208 208

208 208

208 208

208 208

3z 208

208

208

208 208

s 208

208

0 208

208

208 208

0 208

208

19 208

| | 208 | 208 | 208 | 208 |
|-----|----------|------------|----------------------------|----------------------------|
| 208 | 2,000 \$ | 208,000 \$ | 208 13 208 1.3 208 5.2 208 | 208 13 208 2.6 208 1.3 208 |
| 408 | 208 | | | |
| 208 | 208 | | | 208 |
| 208 | 208 | | 208 | |

1 208

33 208

2 208

208

3 208

3 208

208

6 208

208
 203-3502-8111 208 4896
 208-104C

家畜疾病経営維持資金のご案内 (経営再開資金)

家畜伝染病により影響を受けた発生農家のみなさまの飼養再開を支援します！

貸付 対象者

家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、豚熱など）により大きな影響を受けた発生農家のみなさま（※）が対象です！

※広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止またはこれに準ずる深刻な影響を受けた方

貸付 条件

償還期限：7年以内（うち据置期間最長3年）
融資限度額：個人 2,000万円 法人 8,000万円
金利：1.275%（令和6年9月19日現在）
融資機関：農協、信連、農林中央金庫、銀行など

資金 使途

飼養再開に必要な資金が対象です！

- 家畜の導入
- 飼料・営農資材等の購入
- 雇用労賃の支払い など

このほか、発生農場以外で経営継続が困難となった方や深刻な経済的影響を受けた方を支援するための経営継続資金や経営維持資金といった制度資金もございます。

家畜伝染病の発生で大きな影響を受けてしまったが飼養を再開したいという畜産農家のみなさま、まずはお近くの相談窓口へ！



お問い合わせ先

○融資に関するご相談

各融資機関：農協、信連、農林中央金庫、銀行など

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
 - ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であるもの）
 - ③ 認定新規就農者(※2)
 - ④ 目標地図に位置付けられた者（※3）
 - ⑤ 地域における継続的な農地利用を図る者（※4）
 - ⑥ 集落営農組織
- (※1) 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいいます。
- (※2) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。
- (※3) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいう。
- (※4) 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認めた者をいう。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

(※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

(2) 借入限度額 ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額

② ①以外の場合：600 万円

(3) 借入金利：0.65%～1.15%（令和 6 年 9 月 19 日現在）

(4) 償還期限：15 年以内(うち据置期間 3 年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要な書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります)。

5. 問い合わせ先

□(株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)

□沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

万一の高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて

家畜防疫互助事業 にご参加を！



養鶏・その他家きん農家の皆様へ

本事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営の安定を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに要する経費等を相互に支援する仕組みに、国（独立行政法人農畜産業振興機構）が補助を行うものです。

早めに参加して、経営に安心を!!

一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内
TEL 03 (3297) 5515 FAX 03 (3297) 5519

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由（※）によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

※ 災害の直接的な被害による事業活動の縮小は「経済上の理由」に該当せず助成対象となりません。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間内の最後の判定基礎期間末日若しくは支給対象期末日（いずれか遅い日）の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

| 助成内容と受給できる金額 | 大企業 | 中小企業 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------|
| 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,635円が上限です。（令和6年8月1日現在） | 1/2 | 2/3 |
| 教育訓練を実施したときの加算（額） | (1人1日当たり) 1,200円 | |

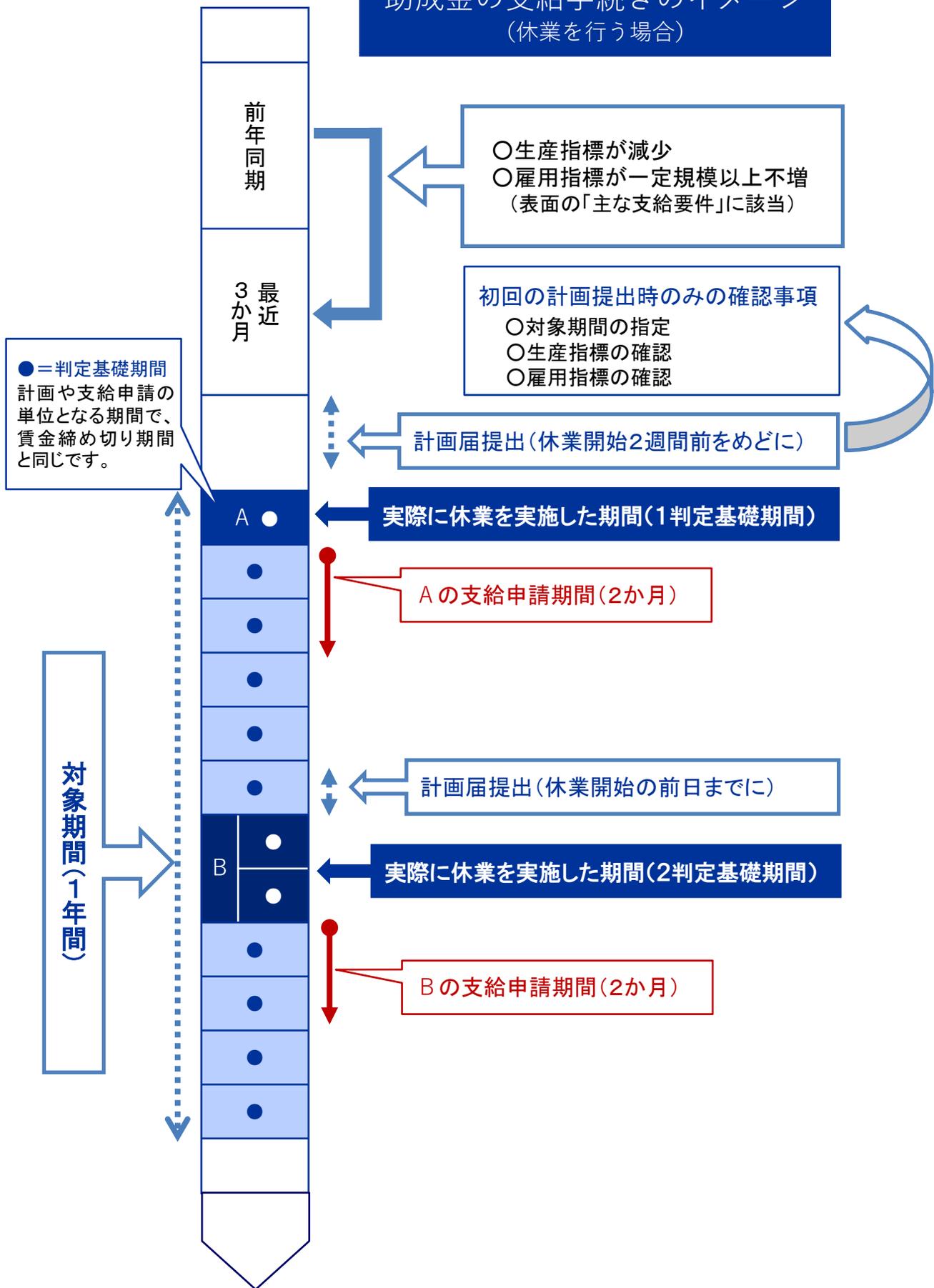
※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

※ 休業等の場合、支給を受けた日数が計30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間より、当該判定基礎期間における教育訓練の実施率によった助成率及び訓練加算が適用されます。

詳しくは雇用調整助成金ガイドブック(<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>)をご確認ください。



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

雇用調整助成金の支給のイメージ（鳥インフルエンザの場合）

- 雇用調整助成金は、「景気の変動、産業構造の変化その他の**経済上の理由**により、事業所において、**急激に事業活動の縮小を余儀なくされた**」雇用保険適用事業主であることを法令上の要件としており、**当該事業主が従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度。**
- **鳥インフルエンザを直接的な理由（家畜伝染病予防法に基づく家さんの殺処分、農場の消毒等の防疫措置、移動制限等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象にならない**（過去に鳥インフルエンザの被害が生じた場合も同様の対応）。
- 一方、**発生農場であっても、例えば移動制限等の法令上の制限が解除された後において、新たに種鶏や採卵鶏等が購入できないなど発生前の規模で事業再開できない「経済上の理由」があり、これに伴い事業活動が縮小した場合は、要件を満たせば支給対象**となりうる。

上段：雇用調整助成金活用の可否
下段：農林水産省等における支援

| | 「経済上の理由」に該当する可能性 | |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| | 家畜伝染病予防法に基づく措置 （殺処分等の防疫措置、移動制限等）実施中 | 家畜伝染病予防法に基づく措置 （移動制限等）解除後 |
| 発生農場 | ×（注1） 家畜伝染病予防法に基づき、手当金・特別手当金を交付するほか、家畜防疫互助事業、家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能 | ○（注2） |
| 発生農場以外の農場 （移動制限・搬出制限の影響を受けた農場） | ×（注1） 家畜伝染病予防法に基づき、売り上げの減少額等について交付するほか、家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能 | ○（注3） 家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能 |
| 臨床検査陰性など 所要の条件を満たす場合 | ○（注4） | |
| 上記以外の関連事業者 （飲食店、運送業者、食鳥処理場等） | ○（注4） このほか、セーフティネット貸付が活用可能（日本政策金融公庫中小企業事業・国民生活事業での取扱） | |

（注1）「経済上の理由」ではなく、家畜伝染病予防法に基づく事業活動縮小のため。

（注2）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく経営再開に必要な検査等終了後（発生農場については防疫指針第14の2の検査終了後）以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

（注3）移動制限等解除後以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

（注4）生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

写

6 消安第 4139 号
6 畜産第 2101 号
6 畜産第 2104 号
6 経営第 1629 号
令和 6 年 10 月 17 日

地方農政局消費・安全部長
地方農政局生産部長
地方農政局経営・事業支援部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
北海道農政事務所消費・安全部長

殿

消費・安全局動物衛生課長
畜産局企画課長
畜産局食肉鶏卵課長
経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る
経営支援対策の周知等について

このことについて、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼したので、御承知いただくとともに、貴職におかれても都道府県及び関係機関に対して、適切な指導をお願いします。

写

6 消安第 4139 号
6 畜産第 2101 号
6 畜産第 2104 号
6 経営第 1629 号
令和 6 年 10 月 17 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
農林水産省畜産局企画課長
農林水産省畜産局食肉鶏卵課長
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る
経営支援対策の周知等について

このことについて、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼したので、御承知いただくとともに、貴職におかれても都道府県及び関係機関に対して、適切な指導をお願いします。